

法人全体をカバーする

情報漏えい損害補償制度

(サイバーリスク保険・情報漏えい限定補償プラン)

2022年度

保険期間:2022年4月1日午前0時~2023年4月1日午後4時

加入手続き締切日:2022年3月18日(金) (※以降の中途加入は原則として毎月20日締め切り、補償期間は翌月1日からとなります。)

2022年4月1日に改正個人情報保護法が 施行となります。

改正法の施行後に、一定の基準を満たす個人情報の漏えいが発生した場合

(1) **個人情報保護委員会**(※)への報告

(2) **漏えい対象となった被害者本人への通知** が義務化されます。

(※)個人情報保護法を所管する政府機関であり、個人情報取扱事業者等に対して、必要な指導・助言や報告徴収・立入検査を行い、法令違反があった場合には、必要に応じて勧告・命令等を行います。

改正法のポイント

① 利用停止請求権の拡大

② 報告義務、通知義務

③ 個人情報の適正な
利用の義務

④ 個人関連情報の取得における
本人の同意確認の義務付け

⑤ 法人に対する罰則強化

⑥ 法の域外適用・越境移転

個人情報の漏えい起きた場合、実務にどのような影響が生じるのでしょうか？

(1) 個人情報保護委員会への報告

- ・社内外の関係者と連携し、情報漏えいの事実関係の確認、影響範囲を特定
- ・フォレンジック調査による情報漏えいの原因調査
(例:サーバー1台あたり約500~1,000万円の費用)
- ・個人情報保護委員会への報告書の作成 等

(2) 漏えい対象となった被害者本人への通知

- ・情報漏えい被害者の特定および連絡先(住所、メールアドレス等)の確認
- ・通知内容および通知方法の検討
- ・郵送またはメール等による通知の実施

この報告と通知の対応により、一定の費用負担が生じます。

加えて、被害者本人へのお見舞金のお支払い、被害者からの損害賠償請求(集団訴訟を含む)によって、更なる経済負担が生じることも懸念されます。

改正法を踏まえた業務フローの見直しと、
情報漏えい時の備えをご検討ください。

「情報漏えい損害補償制度」の概要

(サイバーリスク保険・情報漏えい限定補償プラン)

情報の漏えい*またはそのおそれ起因して、損害賠償請求が保険期間中になされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害(損害賠償金や弁護士費用等の支払い)や、各種費用損害に対して、保険金をお支払いします。

*個人情報(被保険者以外の第三者に知られたこと(知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)、法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと、個人情報または法人情報以外の公表されていない情報が第三者(その情報によって識別されるもの)がいる場合は、その者を除きます。)に知られたことをいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。

保険金をお支払いする損害

賠償責任部分(注1)

情報通信技術特別約款・情報漏えい限定担保用

保険金をお支払いする場合

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。(*1)(*2)

(*1) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。
(*2) 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

*賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談等も含みます。)

協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

費用損害部分(注2)

サイバーセキュリティ事故対応費用 担保特約条項

その他事故対応費用

- ◎ 求償のための訴訟費用、通信費、弁護士報酬
- ◎ 記名被保険者の使用人の超過勤務手当・臨時雇用費用、記名被保険者の役員・使用人の交通費、宿泊費 等

*弁護士報酬は社内弁護士、顧問弁護士に対するものを除きます。

見舞金・見舞品購入費用

被害者1名につき1,000円/
1法人につき、5万円限度

個人情報漏えい通知費用

お詫び状作成費用

コールセンター委託費用等

New

サイバー攻撃対応費用

New

再発防止費用

New

訴訟対応費用

New

データ等復旧費用

相談費用

原因・被害範囲調査費用

メール送受信等賠償責任担保特約条項

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務、電子メールの送受信業務に伴い、次の事由により発生した他人の事業の休止・損害、プログラム・データの滅失・破損または人格権侵害等に起因する賠償責任を補償する特約です。

- ① コンピューター・ウイルスの感染
- ② 不正アクセス
- ③ 被保険者が電子メールで発信したプログラム・データのかけ

【保険金をお支払いしない主な場合】

*ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。
a. 保険期間の開始時に保険契約者・被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故
b. ソフトウェア開発・プログラム作成
c. 対象業務の履行不能・履行遅滞
d. 被保険者の支払不能・破産
e. 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡したコンピュータシステムの不具合

(注1)

- 損害賠償金については、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。争訟費用については、支出前に引受保険会社の同意が必要となります。
- 損害賠償金については、その額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。賠償責任部分の費用については、合計額に対して、保険金をお支払いします。

(注2)

① 訴訟対応費用以外の費用

保険金をお支払いする場合

事故対応期間(被保険者が最初にセキュリティ事故および風評被害事故を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間)内に生じた下表記載の費用(その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。)を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

〈セキュリティ事故とは〉情報の漏えいまたはそのおそれや、それを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃をいいます。ただし、本ページに記載のサイバー攻撃対応費用についてのみ、サイバー攻撃のおそれを含みます。

〈風評被害事故とは〉セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿、

書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれを含みます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

② 訴訟対応費用

保険金をお支払いする場合

この保険の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用(その額および用途が社会通念上、妥当と求められるものに限ります。)を支出したことによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります。

- 損害額の合計額から免責金額を控除して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- 詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

加入タイプ	担保項目	賠償責任担保部分		費用損害担保部分(*2)(*3)(*4)	
		支払限度額(1請求・保険期間中)(*1)	免責金額(1請求)	費用全体の支払限度額(1事故・保険期間中)	免責金額(1事故)
A		3,000万円	10万円	300万円	なし
B		5,000万円	10万円	500万円	なし
C		1億円	10万円	1,000万円	なし

- (*1) 賠償責任担保部分でお支払いする保険金のうち、法律上の損害賠償保険金については、ご加入時に設定した支払限度額が限度となります。また、賠償責任担保部分でお支払いするすべての保険金を合算して、ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。この保険契約においてお支払いする保険金の額は、賠償責任担保部分・費用損害担保部分およびその他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額(保険期間中)が限度となります。
- (*2) 見舞金・見舞品購入費用は、被害者1名につき1,000円、被害法人1社につき5万円が支払限度額となります。(ただし、上記の「費用全体の支払限度額」の内枠で適用されます。)
- (*3) サイバー攻撃対応費用、事故原因・被害範囲調査費用、相談費用は、「セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が、公表等の措置により客観的に明らかになった場合(サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合)」以外および風評被害事故の場合は、縮小支払割合90%となります。
- (*4) 再発防止費用は、「支払限度額(1事故・保険期間中)」または「費用損害担保部分」において支払われる他の費用保険金の合計額のいずれか低い額を支払限度額とし、縮小支払割合90%となります。

保険料例(一時払)

(実際には加入依頼書、保険料算出基礎数字の回答内容に基づき、個別に保険料を算出いたします。)

面倒な質問書のご記入は不要です!

<例> 診療所(有床)1施設
病院・診療所以外の直近会計年度の年間売上高が4億円の医療法人の場合

加入タイプ	保険料
A	年間 約12.0万円
B	年間 約13.9万円
C	年間 約17.4万円

<例> 病院1病院(一般病床数50床、その他病床数50床)、診療所(有床)1施設
病院・診療所以外の直近会計年度の年間売上高が4億円の医療法人の場合

加入タイプ	保険料
A	年間 約14.1万円
B	年間 約16.3万円
C	年間 約20.4万円

資料請求 お問い合わせは 取扱代理店 株式会社 全老健共済会 TEL 03-5425-6900 FAX 03-5425-6901 E-MAIL info@roken.co.jp 〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル6階 https://www.roken.co.jp

[取扱団体・保険契約者] 公益社団法人全国老人保健施設協会 [引受保険会社] 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社

このチラシはサイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の概要についてご紹介したものです。詳細は保険約款によりませんが、保険の内容、ご加入方法等はパンフレットをご用意しておりますので、全老健共済会までお問い合わせ、ご請求ください。